

施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定変更申請書(兼変更届)

豊郷町長 様

下記のとおり支給認定の変更の認定(届出事項の変更届)を申請(提出)します。

この変更申請(変更届)による子ども・子育て支援法の支給認定および利用者負担額の決定に必要な町が保有する個人情報の利用および利用施設等への提供に同意します。

申請日 年 月 日

申請者	住所	※ 提出時点での住所を記入 滋賀県犬上郡豊郷町大字 番地					
	保護者	ふりがな氏名	続柄	性別	生年月日	年齢	連絡先
		-----	父・母 ()	男・女	S H		携帯 自宅
	児童(子)	ふりがな氏名	生年月日	利用施設または希望施設		状況	認定証番号
-----		H R	(保育園・認定こども園・幼稚園)		申込中 在園中		
		-----	H R	(保育園・認定こども園・幼稚園)		申込中 在園中	

※ 1号認定の方は太枠内のみ記入してください。

右記の変更する項目に○印または□に✓をし、変更後の内容を記入してください。	住所	新住所				転居日		
		滋賀県犬上郡豊郷町大字 番地				年 月 日		
	電話	自宅・父携帯・母携帯			自宅・父携帯・母携帯			
	氏名	旧氏名		→	新氏名			
	保護者	旧保護者名		→	新保護者名			
	世帯員	増減理由	□転入 □転出 □出生 □死亡 □婚姻 □離婚 □祖父母と同居(別居) □その他()					
			ふりがな氏名	続柄	性別	生年月日	年齢	異動年月日
			-----	父・母 ()	男・女	· ·		年 月 日
			-----	父・母 ()	男・女	· ·		年 月 日
			-----	父・母 ()	男・女	· ·		年 月 日
保育必要量の変更	□ 保育短時間→保育標準時間へ変更 □ 保育標準時間→保育短時間へ変更		変更理由					
事由	勤務変更	続柄 父・母 ()	変更年月日	年 月 日付		□就職 □転職 □異動 □復職 □その他() 前職の離職日 年 月 日		
	求職中	続柄 父・母 ()	離職年月日	年 月 日		離職した勤務先名		
	妊娠・出産	出産予定また出産日		年 月 日				
	育児休業	続柄 父・母 ()	年 月 日から		年 月 日まで			
	疾病・障害	続柄 父・母 ()	疾病名() 療養期間約 月 年 月 日から入院・通院(月・週 回) 障害名() 手帳 無・有(手帳 級・度)					
	介護・看護	続柄 父・母 ()	介護・看護を受ける方の氏名() 年齢() 病院・施設等()・在宅・入院・通院・送迎・その他() 年 月 日から 毎日・週 日 時 分から 時 分					
	災害復旧	続柄 父・母 ()	従事先()		年 月 日から 年 月 日まで従事			
	就学	続柄 父・母 ()	在学期間	年 月 ~ 年 月		通学先所在地	(通学時間 時間 分)	
その他	続柄 父・母 ()							

※ 裏面に添付書類が記載されています。

<主管課記載欄>	認定事由	就労 妊娠出産 疾病障害 介護等 災害復旧 求職活動 育休 就学 その他	認定区分	1 2 3	標準	園名	. . . 1 ~ . . . 末
					短時間	認定期間	~ . . . 就学前まで

支給認定変更手続きについて

保育の必要性の認定変更時の注意事項

- ・認定内容の変更は、事実発生日または変更申請書の提出日のいずれか遅い方の翌月1日（1日の申請は当月から）となります。ただし、一部の変更（結婚や求職中への事由変更等）は原則事実発生日の翌月（1日付けは当月）から変更となります。
- ・月の途中で育児休業から復職する場合等の理由で、当月から認定の変更が必要となる場合は、事前に手続きすることで当月から変更できる場合もあります。

変更内容		必要書類	
住所	豊郷町内で転居した	支給認定変更申請書＋支給認定証	
	豊郷町外へ転出した ※1	【在園児】 退園届 【申込児】 入所申込取下書 入所決定辞退届 + 支給認定証	
保護者の連絡先が変更になった		支給認定変更申請書	
氏名変更	在園児または申込児 保護者	支給認定変更申請書＋支給認定証	
	その他の親族	支給認定変更申請書	
家族構成 変更	保護者の離婚が成立し、別居した	支給認定変更申請書＋支給認定証	
	保護者が結婚した (未届の同居開始含む)	支給認定変更申請書＋支給認定証＋結婚(同居)した相手が保育困難である事由を証明する書類(就労証明書等)※2	
	上記以外の変更	支給認定変更申請書	
保育必要量の変更		変更が必要となる状況が確認できる書類(条件変更後の就労証明書等) ＋支給認定変更申請書＋支給認定証	
事由	勤務先 変更	就職する 転職する	新しい勤務先の就労証明書 ※3＋支給認定変更申請書＋支給認定証
		異動する	異動がわかる就労証明書 ※3＋支給認定変更申請書＋支給認定証
		自営業を開業する	自営業従事証明書＋開業することを客観的に証明できる書類(開業届等) ＋支給認定変更申請書＋支給認定証
		育休明け復職する	復職前月 就労証明書＋支給認定変更申請書＋支給認定証
	求職活動をする	求職活動等報告書＋支給認定変更申請書＋支給認定証	
	妊娠・出産した	母子手帳の写し(表紙と分娩予定日記載のページ)＋支給認定変更申請書 ＋支給認定証 ※4	
	育児休業を取得する または延長する	育児休業取得証明書等＋支給認定変更申請書＋支給認定証 ※5	
	疾病・病気	病気になった	病気による子どもの保育への影響が具体的に記載された診断書＋支給 認定変更申請書＋支給認定証
		障害者手帳が 交付された ※6	障害者手帳の写し＋支給認定変更申請書＋支給認定証
	介護・看護をする	保育を必要とする申立書＋介護・看護を受ける方の診断書等＋支給認 定変更申請書＋支給認定証	
就学する	在学証明書＋時間割表＋支給認定変更申請書		

※1 町外に転出する場合、豊郷町内の保育園等、広域入所している保育園は利用できなくなります。ただし、期日までに所定の手続きをすることで、継続することがあります。なお、継続には条件がありますので、希望する場合は転出前に必ず保育所主管課までお問合せください。

※2 結婚(同居)した相手等の転入日が、1月2日以降の場合、前年度および今年度の課税証明書がそれぞれ必要となる場合があります。 ※詳細は、教育委員会事務局総務課まで必ずご確認ください。

※3 就労証明書、自営業従事証明書は、勤務開始後(または復職日)から14日以内に提出してください。

※4 勤務の終了日を、出産日から起算して8週間を経過する日の翌日が属する月の末日までに変更することも可能です。

変更を希望する場合は、出産後、教育委員会事務局総務課までお問合せください。

※5 育児休業取得証明書等は、延長手続き後14日以内にご提出ください。

※6 利用者負担(保育料)が減額となる場合があります。ご希望の場合はお問合せください。

☆注意

上記以外にも書類が必要になる場合があります、追加で提出をお願いすることがありますので、あらかじめご了承ください。

〈書類提出先〉 通園中の保育園等または豊郷町教育委員会事務局総務課

ご不明な点等ございましたら、教育委員会事務局総務課までお問い合わせください。

豊郷町教育委員会事務局総務課

TEL: 0749-35-8131 FAX: 0749-35-4575